



なごみ つうしん

2016年
No.36

★南大阪ヤクルト販売株式会社 主催★ 転倒予防の講義と運動！



4月28日（金）に南大阪ヤクルト販売株式会社の藤原さんによる転倒予防についての講義を開催しました。日常生活の中で転倒のリスクが潜んでいることや、転倒した時にこうしておけば防げたかもしれないという入所者様と同年代の方々の経験談を聞かしてもらったりと、わかりやすく解説してくださり、そして最後には、座ったままでもできる転倒予防の為の運動を皆さんと一緒にして講義を終えました。



4月13日（水）におやつレクを行いました！抹茶を練りこんだワッフルの生地に、たっぷりのアンコと生クリームを挟んだおやつをご用意しました◎甘いもの好きの方々にはたまらない組み合わせだったみたいで、皆さんおいしいと感想を言ってくださいました。毎月メニューを変えて皆さんにご提供しているので、また次のおやつレクも楽しみに！

おやつレク！ 和風ワッフルパーティー！



＊ 「介護保険負担限度額認定証」 について ＊

■どんな制度？

従来は収入等が低い(市町村民税非課税世帯)の方であれば、お住まいの区の区役所へ介護保険負担限度額認定申請書を提出し、介護保険負担限度額認定証の交付を受けることによって利用者負担段階(図1参照)ごとの介護保険サービスを利用した際の食費・部屋代の負担軽減を受けることができます。ですがこの制度は、平成27年8月から負担軽減の基準の見直しの為制度が改正されました。

■どう改正されたの？

平成27年8月以降も継続して軽減を受けるためには、生活保護等を受給している方を除き、次の要件を満たしている必要があります。

- ①本人、本人が属する世帯の世帯員及び配偶者が市町村民税非課税
 - ②本人及び配偶者の預貯金等の資産額の合計が2,000万円以下・配偶者がいない場合は1,000万円以下
- ☆厚生労働省作成のリーフレットを参考にしてみてください。

【 [http://www.nishi.or.jp/media/2015/reaffret\(hutanngenndo\).pdf](http://www.nishi.or.jp/media/2015/reaffret(hutanngenndo).pdf) 】

(参考) 利用者負担段階と負担限度額 (図1)

利用者負担段階	対象者	負担限度額 (日額)	
		部屋代	食費
第1段階	・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で 老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	多床室	0円
		従来型個室 (特養等)	320円
		従来型個室 (老健・療養等)	490円
		ユニット型個室	490円
		ユニット型個室	820円
第2段階	・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で 合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間 80万円以下の方	多床室	370円
		従来型個室 (特養等)	420円
		従来型個室 (老健・療養等)	490円
		ユニット型個室	490円
		ユニット型個室	820円
第3段階	・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で 上記第2段階以外の方	多床室	370円
		従来型個室 (特養等)	820円
		従来型個室 (老健・療養等)	1,310円
		ユニット型個室	1,310円
第4段階	・上記以外の方	ユニット型個室	1,310円
		負担限度額なし	

詳しくはお住まいの区役所へお問い合わせください。



介護老人保健施設
パークサイド
なごみ

医療法人河和会

大阪市東住吉区公園南矢田3-19-12
tel 06-6606-2211
<http://psnagomi.com>